改正後

（受験資格）

第四条　試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一　大学院の修士課程を修了した者（機構から修士の学位を授与された者を含む。）で、その後当該試験の実施期日までに、次のイからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達するもの

イ～ハ　（略）

二　大学（大学院及び短期大学を除く。）、都道府県立農業講習施設（農業又は家政に関する技術についての普及指導に従事する者の養成の事業を行うもので、短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者を入学資格とする修業年限二年以上のものの研究課程に限る。）を卒業した者（機構から学士の学位を授与された者を含む。）で、その後当該試験の実施期日までに、前号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が四年以上に達するもの

三　短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）、都道府県立農業講習施設（農業又は家政に関する技術についての普及指導に従事する者の養成の事業を行うもので、高等学校を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者を受講資格とする修業年限二年以上のものに限る。）、都道府県立蚕業講習所若しくは都道府県立農業者研修教育施設（法第七条第一項第五号に掲げる事業を行うもので、高等学校を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者を入学資格とする修業年限二年以上のものの養成課程に限る。）若しくはこれに準ずる教育施設を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）又は農林水産大臣が指定する研修課程を修了した者で、卒業又は修了後当該試験の実施期日までに、第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が六年以上に達するもの

四　（略）

2　（略）

3　第一項に規定する「大学院」、「高等学校」、「中等教育学校」、「大学」、「短期大学」又は「専門職大学」とは、それぞれ学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院、高等学校、中等教育学校、大学、短期大学又は専門職大学をいい、「機構」とは、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）による独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）による大学評価・学位授与機構を含む。）をいう。

改正前

（受験資格）

第四条　試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一　大学院の修士課程を修了した者で、修了後当該試験の実施期日までに、次のイからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達するもの

イ～ハ　（略）

二　大学（大学院及び短期大学を除く。）、都道府県立農業講習施設（農業又は家政に関する技術についての普及指導に従事する者の養成の事業を行うもので、短期大学を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者を受講資格とする修業年限二年以上のものの養成課程に限る。）若しくはこれに準ずる教育施設（法第七条第一項第五号に掲げる事業を行うもので、短期大学を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者を入学資格とする修業年限二年以上のものの研究課程に限る。）を卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、前号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が四年以上に達するもの

三　短期大学、都道府県立農業講習施設（農業又は家政に関する技術についての普及指導に従事する者の養成の事業を行うもので、高等学校を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者を受講資格とする修業年限二年以上のものに限る。）、都道府県立蚕業講習所若しくは都道府県立農業者研修教育施設（法第七条第一項第五号に掲げる事業を行うもので、高等学校を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者を入学資格とする修業年限二年以上のものの養成課程に限る。）若しくはこれに準ずる教育施設を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）又は農林水産大臣が指定する研修課程を修了した者で、卒業又は修了後当該試験の実施期日までに、第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が六年以上に達するもの

四　（略）

2　（略）

3　第一項に規定する「大学院」、「高等学校」、「中等教育学校」、「大学」又は「短期大学」とは、それぞれ学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院、高等学校、中等教育学校、大学又は短期大学をいう。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二号

一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第一条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。